

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正内容

		改正前	改正後	本市対応方針案
子ども・子育て支援法に合わせた用語整理	第12条 第14条の3	<u>保育の実施</u>	<u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置</u>	国基準どおり
幼保連携型認定こども園等の基準省令制定に伴う規定整理	第33条 (職員)	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、 <u>(認定こども園である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上、(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)</u> とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。	現行の本市基準どおり
	第36条の2	<u>(公正な選考)</u> <u>私立認定保育所は、当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。</u>	<u>(業務の質の評価)</u> <u>1 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> <u>2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。</u>	国基準どおり

	改正前	改正後	本市対応方針案						
第36条の3	<p><u>徴収金及び保育料（以下「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）</u> に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、<u>当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</u></p>	削除	削除						
附則 第94条	<p><u>1 既存の幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）が幼保連携型認定こども園になるために保育所を新たに設置等する場合の当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携型認定こども園の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表に掲げる面積以上であるときは、当分の間、保育所の保育室又は遊戯室の面積基準を適用しないことができる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>320+100×（学級数-2）平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	180平方メートル	3学級以上	320+100×（学級数-2）平方メートル	削除	削除
学級数	面積								
2学級以下	180平方メートル								
3学級以上	320+100×（学級数-2）平方メートル								

		改正前	改正後	本市対応方針案						
		<p>2 <u>特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携型認定こども園の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき保育所の屋外遊技場の面積基準に基づいて算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、保育所の屋外遊技場の面積基準を適用しないことができる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>特例幼保連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき保育士配置基準に基づく保育士数を確保することが困難であるものに対する保育所の保育士配置基準（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該幼保連携型認定こども園の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。</u></p>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル		
学級数	面積									
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル									
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル									

		改正前	改正後	本市対応方針案
		<p>4 <u>3の都道府県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。</u></p> <p>5 <u>3の都道府県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。</u></p> <p>6 <u>1～5の取扱いは、既存の保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）が幼保連携型認定こども園になりために幼稚園を新たに設置等を行う場合における当該保育所にも準用する。</u></p>		
児童福祉施設内部の規程	第13条	<p><u>児童福祉施設</u>においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>(1) 入所する者の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p>	<p>1 <u>児童福祉施設（保育所を除く。）</u>においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>(1) 入所する者の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p> <p>2 <u>保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>施設の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>提供する保育の内容</u></p> <p>(3) <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(4) <u>保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</u></p> <p>(5) <u>保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p>	国基準どおり

		改正前	改正後	本市対応方針案																										
			(6) <u>乳児, 満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) <u>保育所の利用の開始, 終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u> (8) <u>緊急時等における対応方法</u> (9) <u>非常災害対策</u> (10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) <u>保育所の運営に関する重要事項</u>																											
設備の基準	第32条	保育室等を2階以上に設置する場合の避難設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 </td> </tr> </tbody> </table> <p>特別避難階段：排煙機能が強化された避難階段。15階以上の建築物等に設置が義務付けられている。</p>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 	3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 	保育室等を2階以上に設置する場合の避難設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 </td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 	3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 	国基準どおり
階	区分	施設又は設備																												
2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 																												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 																												
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 																												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 																												
階	区分	施設又は設備																												
2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 																												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 																												
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 																												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段又は特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・屋外傾斜路等 ・屋外階段 																												

		改正前			改正後			本市対応方針案
		階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備	
		4階	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段	4階	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段	
		以上	避難用	・屋外避難階段	以上	避難用	・特別避難階段又は特別避難階段に 準じた屋内避難階段 ・屋外傾斜路 ・屋外避難階段	
		※ 常用及び避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。			※ 常用及び避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。			